

「全形を保持している象牙」及びその加工品の解釈に関する
パブリックコメントの結果

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令第2条の5の特定器官等の要件に該当しない象牙（全形を保持している象牙）等の解釈を具体化することについて、平成28年6月30日（木）から平成28年7月29日（金）までの間、パブリックコメントを実施した。

意見提出のあった個人・団体数は13、延べ有効意見数は18であった。その内訳は以下のとおりである。

1. 意見提出者の内訳

	メール	F A X	郵 送	合 計
個 人	7	5	0	12
団 体	1	0	0	1
計	8	5	0	13

2. 主な意見及び延べ意見数

主な意見及び意見数は以下の通り。

- ・解釈の明確化に賛成。 1件
- ・「1. (1)①②, (3)」「2」は賛成。 2件
- ・「1. (1)③, (2)」は反対。 4件
- ・形状に限らず一定以上の大きさの象牙は、登録対象とするべきである。 1件
- ・一辺が1mm以上の長さを有している象牙および象牙加工品に関しては全形を保持している象牙として扱うべき。 1件
- ・解釈の明確化ではなく、種の保存法施行令第2条の5を全面的に改めるべきである。 1件
- ・その他
- ①象牙の取引に反対 6件
- ②登録象牙を分割して複数の分割牙が生じた場合に、分割前牙の登録票の書換交付および（2本目以降の分割牙の）新規登録を法律により義務づけること。 1件
- ③登録審査に際して現物を確認したうえで実測を行うこととする（その後個体識別がなされる）ための法整備を行うこと。 1件

3. 今後の方針

原案のとおり、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令第2条の5の特定器官等の要件に該当しない象牙（全形を保持している象牙）等の解釈を以下の通りとします。

1. ゆるやかに弧を描き、根元から先端にかけて先細るといった一般的に象牙の形と認識できるものを、全形が保持されている象牙として扱う。具体的には以下の通り。
 - (1) 管理票の記載その他の情報により、分割されたこと（形状を整えるための軽微なものは除く。以下、同じ。）が確認できないものは、以下の通り扱う。
 - ①先端部を含み、歯髓腔が確認できる象牙は、全て全形を保持している象牙として扱う。
 - ②先端部を含み、歯髓腔は確認できないものの、長さが20cm以上の象牙は、全形を保持している象牙として扱う。
 - ③先端部を含むものの、歯髓腔が確認できず、長さが20cm未満の象牙は、全形を保持している象牙ではないものとして扱う。
 - (2) 管理票の記載その他の情報により、分割されたことが確認できるものは、全形を保持している象牙ではないものとして扱う。
 - (3) 象牙の一部が欠けている場合であっても、一般的な象牙の形を認識することができる程度であれば、全形を保持しているものとして扱う。
2. 全形を保持している象牙に加工を施したもの（例：磨牙、彫牙）は、その彫りの程度や、追加の部品の有無等の加工の程度に関わらず、一般的な象牙の形又は象牙の形を含むと認識することができる場合は、全形を保持している象牙の加工品として扱う。

各意見に対する当省の考え方は、別表参照。

「全形を保持している象牙」及びその加工品の解釈についての
意見要旨及び意見に関する考え方

No.	意見要旨	意見に対する考え方
1	解釈の明確化に賛成。	頂いた御意見は、今後の施策の参考とします。
2	「1. (1)①②, (3)」「2」は賛成。	頂いた御意見は、今後の施策の参考とします。
3	「1. (1)③, (2)」は反対。	象牙の一般的な形状、ワシントン条約の決議、及び種の保存法で全形が保持されていない象牙は特定国際種事業での規制の対象としていること等から、先端部を含むものの、歯髄腔が確認できず、長さが 20 c m未満の象牙については、全形を保持している象牙ではないものとして扱うことが適当と考えます。また、原材料器官等の分割により得られた特定器官等については、管理票を作成することができることとされていることから、管理票のある象牙は、全形を保持していない象牙とすることが適当と考えます。
4	形状に限らず一定以上の大きさの象牙は、登録対象とするべきである。	全形が保持されていない象牙の取引については、「種の保存法」の特定国際種事業として、事業の規制しているため、その適正な管理に努めて参ります。
5	一辺が 1mm 以上の長さを有している象牙および象牙加工品に関しては全形を保持している象牙として扱うべき。	全形が保持されていない象牙の取引については、「種の保存法」の特定国際種事業として、事業の規制をしているため、その適正な管理に努めて参ります。
6	解釈の明確化ではなく、種の保存法施行令第 2 条の 5 を全面的に改めるべきである。	今回のパブリックコメントでお示した「全形を保持した象牙の解釈」については、法令の趣旨等を踏まえており、象牙の譲渡し等の関係者間での理解が可能であることから、現行の法令下で当該解釈が可能であると考えます。

7	その他（象牙の取引に反対）	象牙の取引に関しては、以下の URL にある、事実及び考え方に沿って施策を進めています。 http://www.env.go.jp/nature/kisho/zougetorihiki/FAQ_on_ElephantIvory_JP.pdf
8	その他（登録象牙を分割して複数の分割牙が生じた場合に、分割前牙の登録票の書換交付および（2 本目以降の分割牙の）新規登録を法律により義務づけること。）	今後の業務の参考にさせていただきます。
9	その他（登録審査に際して現物を確認したうえで実測を行うこととする（その後個体識別がなされる）ための法整備を行うこと。）	今後の業務の参考にさせていただきます。